

特定非営利活動法人日本ユニバーサルモルック協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ユニバーサルモルック協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市小山町3586番地5に置く。

2 この法人は、その他の事務所を東京都日野市栄町一丁目2番地の3、北海道富良野市栄町1番2号、山口県萩市大字明木3403番地、広島県広島市中区八丁堀4番12号 第3京口門ビル202に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、障がい者、高齢者、児童を含む広く一般市民を対象として、ユニバーサルスポーツとしてのモルックの普及活動を行う。その活動を通じて障がいの有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、すべての人がモルックをたのしみ、地域や社会との交流を実現する場所と機会を創出することで共生社会の実現を目指し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ユニバーサルモルックの普及啓発事業
- (2) モルックを活用したインクルーシブ社会教育事業
- (3) モルックを通じた地域づくり・まちづくりイベント事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 寄附された物品の販売事業
- (2) 広報媒体・ユニフォームを活用した協賛広告事業
- (3) モルック体験型研修・交流プログラムの提供事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	山 口 順
副理事長	中 野 一 郎
理 事	奥 大 地
理 事	横 山 健 輔
理 事	横 山 裕 美
監 事	満 田 伸 明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	3,000円	賛助会員（個人・団体）	0円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）	3,000円	賛助会員（個人・団体）	1口3,000円 (1口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 日本ユニバーサルモルック協会

※確認事項のチェックが未入力です

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名	報酬の有無	役職名等
1	理事	ヤマグチジュン 山口順	有	理事長
2	理事	ナカノイチロウ 中野一郎	無	副理事長
3	理事	オクダイチ 奥大地	無	
4	理事	ヨコヤマケンスケ 横山健輔	無	
5	理事	ヨコヤマヒロミ 横山裕美	無	
6	監事	ミツダノブアキ 満田伸明	有	
7				
8				
9				
10				

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人日本ユニバーサルモルック協会

1 事業実施の方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきたさまざまなネットワークを活用して、各種事業の実施頻度を増加させるとともに東京都のみで行ってきた各種事業の実施エリアを広げて行きたいと考えています。特に、本年度においては、各種事業の中から、当法人の理念の周知拡大に効果的と思われる「ユニバーサルモルック定期体験会の開催」と「障害者支援施設でのモルック体験教室の開催」を重点事業とします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【2680】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ユニバーサルモルックの普及啓発事業	ユニバーサルモルック体験会の開催 障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが参加できるようにルールや用具を調整した「ユニバーサルモルック」を通じて、スポーツ参加機会の拡大と相互理解の促進を図る体験会を開催する。	毎月2回	多摩中央公園	3名	障がい者を含む近隣住民	1000名	240千円
		毎月2回	国立昭和記念公園	3名	障がい者を含む近隣住民	1000名	240千円
		毎月1回	町田市山崎団地内	2名	障がい者を含む近隣住民	300名	84千円
		毎月2回	特別養護老人ホームフクシア	1名	山口県萩市近隣の高齢者	200名	96千円
		毎月1回	東京都内民間スポーツ施設	3名	障がい者を含む一般利用者	200名	204千円
		毎月2回	町田市民間施設（カルチャーセンター）	2	カルチャーセンター利用者	50名	168千円
		毎月2回	武蔵野市民間施設（カルチャーセンター）	2	カルチャーセンター利用者	50名	168千円

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ユニバーサルモルックの普及啓発事業	外部イベント出展事業 健全者、障害者、高齢者、子どもなど幅広い層が集まる外部イベントにおいて、ユニバーサルモルックの体験ブースやデモンストレーションを実施する。来場者が実際に体験できる機会を提供し、ルールや魅力を直接伝えることで、地域社会への浸透と参加者拡大を目指す。	令和8年3月	ねりま光が丘 Cherry Blossom Festa	5名	イベント来場者および近隣住民	1500名	50千円
		令和7年11月	町田子どもスポーツフェスティバル	5名	イベント来場者および近隣住民	1000名	50千円
		令和7年12月、令和8年3月	杉並区BOOK&CLOTHES COFFEE FESTIVAL	5名	イベント来場者および近隣住民	1000名	50千円
		令和7年3月	DANCHI Caravan in 町田山崎	5名	イベント来場者および近隣住民	1000名	50千円
		令和7年10月	桜美林大学学園祭	6名	学生およびイベント来場者	1500名	100千円
		令和7年10月	モルックパラフェスタin甲斐	2名	イベント来場者および近隣住民	500名	100千円
		令和7年10月	町田ウェルフェス	5名	イベント来場者および近隣住民	500名	50千円

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
モルックを活用したインクルーシブ社会教育事業	障害者支援施設向けユニバーサルモルック体験事業 ユニバーサルスポーツであるモルックを活用し、障害者支援施設利用者を対象に体験教室を実施する。安全面やルールを参加者の特性に合わせて調整し、参加者が主体的に楽しめる機会を提供する。また、施設職員・ボランティアにもモルックの運営方法を共有し、地域全体での継続的な実施を可能とする体制を構築する	隔月1回	千代田区立障害者福祉センター「えみふる」	2名	障害者を含む施設利用者	200名	50千円
		隔月1回	心身障害児総合医療療育センター	2名	障害者を含む施設利用者	200名	50千円
		隔月1回	埼玉県立大宮北特別支援学校	3名	生徒及び保護者	150名	50千円
		令和7年11月、1月、3月	横浜市立南山田小学校個別支援学級	3名	生徒および保護者	100名	50千円
		令和7年12月	東京都立葛飾ろう学校	2名	聴覚障害者および保護者・教職員	50名	50千円
		令和7年11月、令和8年2月	都内盲学校	3名	視覚障害者および一般利用者	100名	130千円
	児童福祉施設でのユニバーサルモルック体験会の開催 障害の有無や背景に関わらず、全ての子どもが一緒に楽しめるユニバーサルモルックを児童福祉施設にて実施する。安全面や難易度を調整し、年齢・発達段階に応じたルールやサポートを提供することで、子どもたちが主体的に参加し成功体験を得られる環境を整える。また、施設職員や地域ボランティアと協働し、継続的な活動モデルを構築する。	毎月1回	品川区立東大井児童センターなど都内数か所	4名	施設利用児童および近隣住民	500名	50千円
		毎月2回	山口県萩市立児童館	2名	施設利用児童および近隣住民	300名	50千円

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
モルックを通じた地域づくり・まちづくりイベント事業	地産木材を利用したモルックの制作およびユニバーサルモルック体験会の開催 地域資源の活用と交流促進を目的に、地産木材を使用したモルックセットの制作ワークショップを開催する。地元の林業関係者や木工職人、地域住民が協力し、木材の魅力や環境保全への理解を深める機会とする。 制作したモルックを活用し、障害の有無や年齢を問わず誰もが楽しめるユニバーサルモルック体験会を実施することで、地域住民の交流や世代間のつながりを促進し、インクルーシブなまちづくりを推進する。 本事業を通じて、地域資源の循環利用、持続可能な地域活性化、そして多様な人々が共に楽しめるスポーツ文化の普及を目指す。	令和7年11月	東京都青梅市	3名	青梅市内児童および近隣住民	500名	200千円
	自治体・地域企業と連携したモルック大会の開催 自治体および地域企業と連携し、地域の特性を活用したモルック大会を開催する。大会は年齢・性別・障害の有無を問わず参加できるユニバーサルルールを採用し、誰もが楽しめるスポーツイベントとする。 地域企業には大会運営や景品提供、広報協力を依頼し、地域経済の活性化と企業の社会貢献活動の場を創出する。自治体との協働により公共施設や広報媒体を活用し、広く市民への周知を行う。 本事業を通じて、地域住民の交流促進、スポーツを通じた健康増進、地域内連携の強化を図るとともに、インクルーシブな地域社会づくりを推進する。	令和7年10月	長野県北安曇郡白馬村白馬グリーンスポーツの森	3名	近隣住民およびイベント来場者	150名	100千円
		令和8年1月	北海道富良野市山部自然公園	10名	近隣住民およびイベント来場者	1000名	350千円

(2) その他の事業

(事業費の総費用【550】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄附された物品の販売事業	会員などから寄付された物品の主催イベントでの販売	通年	各事業の会場	3	50千円
広報媒体・ユニフォームを活用した協賛広告事業	協会ホームページへの広告掲載	通年	協会ホームページ	1	50千円
	協会ユニフォームへの広告掲載	通年	活動の各会場	1	150千円
モルック体験型研修・交流プログラムの提供事業	外部依頼による法人・団体へのモルックを用いた企業研修 外部法人や団体からの依頼を受け、モルックを活用した企業研修を実施する。モルックは年齢・性別・障害の有無を問わず参加できる特性を活かし、チームビルディングやコミュニケーション能力向上、戦略的思考の育成を目的とした研修プログラムとして提供する。研修内容は依頼主のニーズに応じてカスタマイズし、屋外・屋内を問わず安全に実施できる環境を整える。また、障害者も共に参加できる「ユニバーサルモルック」のルールや工夫を取り入れることで、インクルーシブな職場づくりの啓発にもつなげる。	通年	都内および事業所所在地	5	300千円

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人日本ユニバーサルモルック協会

1 事業実施の方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきたさまざまなネットワークを活用して、各種事業の実施頻度を増加させるとともに東京都のみで行ってきた各種事業の実施エリアを広げて行きたいと考えています。特に、本年度においては、各種事業の中から、当法人の理念の周知拡大に効果的と思われる「ユニバーサルモルック定期体験会の開催」と「障害者支援施設でのモルック体験教室の開催」を重点事業とします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【4915】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ユニバーサルモルックの普及啓発事業	ユニバーサルモルック体験会の開催 障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが参加できるようにルールや用具を調整した「ユニバーサルモルック」を通じて、スポーツ参加機会の拡大と相互理解の促進を図る体験会を開催する	毎月2回	多摩中央公園	3名	障がい者を含む近隣住民	2000名	480千円
		毎月2回	国立昭和記念公園	3名	障がい者を含む近隣住民	2000名	480千円
		毎月1回	町田市山崎団地内	2名	障がい者を含む近隣住民	600名	168千円
		毎月2回	特別養護老人ホームフクシア	1名	山口県萩市近隣の高齢者	400名	192千円
		毎月1回	東京都内民間スポーツ施設	3名	障がい者を含む一般利用者	400名	408千円
		毎月2回	町田市民間施設	2	カルチャーセンター利用者	50名	336千円
		毎月2回	武蔵野市民間施設	2	カルチャーセンター利用者	50名	336千円

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ユニバーサルモルックの普及啓発事業	外部イベント出展事業 健全者、障害者、高齢者、子どもなど幅広い層が集まる外部イベントにおいて、ユニバーサルモルックの体験ブースやデモンストレーションを実施する。来場者が実際に体験できる機会を提供し、ルールや魅力を直接伝えることで、地域社会への浸透と参加者拡大を目指す。	令和9年3月	ねりま光が丘 Cherry Blossom Festa	5名	イベント来場者および近隣住民	1500名	50千円
		令和8年5月、11月	町田子どもスポーツフェスティバル	5名	イベント来場者および近隣住民	2000名	100千円
		令和8年6月、9月、12月、令和9年3月	杉並区 BOOK&CLOTHES COFFEE FESTIVAL	5名	イベント来場者および近隣住民	2000名	100千円
		令和8年3月	DANCHI Caravan in 町田山崎	5名	イベント来場者および近隣住民	1000名	50千円
		令和8年10月	桜美林大学学園祭	6名	学生およびイベント来場者	1500名	100千円
		令和8年10月	モルックパラフェスタin甲斐	2名	イベント来場者および近隣住民	500名	100千円
		令和8年10月	町田ウェルフェス	5名	イベント来場者および近隣住民	500名	50千円
		令和8年4月	千代田区えみふる納涼祭	2名	イベント来場者および近隣住民	500名	50千円

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
モルックを活用したインクルーシブ社会教育事業	障害者支援施設向けユニバーサルモルック体験事業 ユニバーサルスポーツであるモルックを活用し、障害者支援施設利用者を対象に体験教室を実施する。安全面やルールを参加者の特性に合わせて調整し、参加者が主体的に楽しめる機会を提供する。また、施設職員・ボランティアにもモルックの運営方法を共有し、地域全体での継続的な実施を可能とする体制を構築する	隔月1回	千代田区立障害者福祉センター「えみふる」	2名	障害者を含む施設利用者	200名	100千円
		隔月1回	心身障害児総合医療療育センター	2名	障害者を含む施設利用者	200名	100千円
		隔月1回	埼玉県立大宮北特別支援学校	3名	生徒及び保護者	150名	100千円
		令和8年11月、1月、3月	横浜市立南山田小学校個別支援学級	3名	生徒および保護者	100名	100千円
		令和8年6月、12月	東京都立島飾ろう学校	2名	聴覚障害者および保護者・教職員	50名	100千円
		隔月1回	東京都内特別支援学校	2名	生徒および保護者	300名	200千円
		令和8年6月	都内盲学校	3名	視覚障害者および一般利用者	100名	130千円
	健常者と障害者の共生をテーマとしたイベントの開催	令和8年5月	多摩中央公園	10名	障がい者を含む地域住民	300名	135千円
	児童福祉施設でのユニバーサルモルック体験会の開催 障害の有無や背景に関わらず、全ての子どもが一緒に楽しめるユニバーサルモルックを児童福祉施設にて実施する。安全面や難易度を調整し、年齢・発達段階に応じたルールやサポートを提供することで、子どもたちが主体的に参加し成功体験を得られる環境を整える。また、施設職員や地域ボランティアと協働し、継続的な活動モデルを構築する。	毎月1回	品川区立東大井児童センターなど都内数か所	4名	施設利用児童および近隣住民	500名	200千円
		毎月2回	山口県萩市立児童館	2名	施設利用児童および近隣住民	300名	100千円

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
モルックを通じた地域づくり・まちづくりイベント事業	地産木材を利用したモルックの制作およびユニバーサルモルック体験会の開催 地域資源の活用と交流促進を目的に、地産木材を使用したモルックセットの制作ワークショップを開催する。地元の林業関係者や木工職人、地域住民が協力し、木材の魅力や環境保全への理解を深める機会とする。 制作したモルックを活用し、障害の有無や年齢を問わず誰もが楽しめるユニバーサルモルック体験会を実施することで、地域住民の交流や世代間のつながりを促進し、インクルーシブなまちづくりを推進する。 本事業を通じて、地域資源の循環利用、持続可能な地域活性化、そして多様な人々が共に楽しめるスポーツ文化の普及を目指す。	令和8年 年10月	東京都青梅市スポーツ振興課	3名	青梅市内児童および近隣住民	1000名	200千円
	自治体・地域企業と連携したモルック大会の開催 自治体および地域企業と連携し、地域の特性を活用したモルック大会を開催する。大会は年齢・性別・障害の有無を問わず参加できるユニバーサルルールを採用し、誰もが楽しめるスポーツイベントとする。 地域企業には大会運営や景品提供、広報協力を依頼し、地域経済の活性化と企業の社会貢献活動の場を創出する。自治体との協働により公共施設や広報媒体を活用し、広く市民への周知を行う。 本事業を通じて、地域住民の交流促進、スポーツを通じた健康増進、地域内連携の強化を図るとともに、インクルーシブな地域社会づくりを推進する。	令和8年 10月	長野県北安曇郡白馬村白馬グリーンスポーツの森	3名	長野県白馬市近隣住民およびイベント来場者	150名	100千円
		令和8年7 月	北海道富良野市山部自然公園	10名	北海道富良野近隣住民およびイベント来場者	1000名	350千円

(2) その他の事業

(事業費の総費用【818】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄附された物品の販売事業	会員などから寄付された物品の主催イベントでの販売	通年	各事業の会場	3	100千円
広報媒体・ユニフォームを活用した協賛広告事業	協会ホームページへの広告掲載	通年	協会ホームページ	1	200千円
	協会ユニフォームへの広告掲載	通年	活動の各会場	1	150千円
モルック体験型研修・交流プログラムの提供事業	外部依頼による法人・団体へのモルックを用いた企業研修	通年	都内および事業所所在地	5	368千円

設立・定款変更
用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 日本ユニバーサルモルック協会

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益					
1 受取会費		720,000		0	720,000
正会員受取会費	120,000				
賛助会員受取会費	600,000				
2 受取寄附金		1,000,000		0	1,000,000
受取寄附金	1,000,000				
3 受取助成金等		300,000		0	300,000
受取補助金	300,000				
4 事業収益		1,050,000		1,100,000	2,150,000
ユニバーサルモルックの普及啓発事業収益	400,000				
モルックを活用したインクルーシブ社会教育事業収益	150,000				
モルックを通じた地域づくり・まちづくりイベント事業収益	500,000				
寄附された物品の販売事業収益			200,000		
広報媒体・ユニフォームを活用した協賛広告事業			400,000		
モルック体験型研修・交流プログラムの提供事業収益			500,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経 常 収 益 計		3,070,000		1,100,000	4,170,000
【B】 経 常 費 用					
1 事業費					
(1) 人件費		1,270,000		100,000	1,370,000
給料手当	870,000		100,000		
役員報酬	400,000				
(2) その他経費		1,410,000		450,000	1,860,000
会議費	35,000		15,000		
旅費交通費	600,000		145,000		
印刷製本費	100,000		50,000		
通信運搬費	45,000		10,000		
広告宣伝費	150,000		50,000		
消耗品費	200,000		50,000		
研修・施設会場費	150,000		100,000		
保険料	100,000				
雑費	30,000		30,000		
事業費計		2,680,000		550,000	3,230,000
2 管理費					
(1) 人件費		680,000		0	680,000
役員報酬	200,000				
給料手当	480,000				
(2) その他経費		150,000		0	150,000
消耗品費	50,000				

通信運搬費	50,000			
旅費交通費	50,000			
管理費計	830,000	0	830,000	
経常費用計	3,510,000	550,000	4,060,000	
当期経常増減額【A】－【B】・・・①	(440,000)	550,000	110,000	
【C】経常外収益				
	0			
経常外収益計	0	0	0	
【D】経常外費用				
	0			
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②	0	0	0	
経理区分振替額・・・③	550,000	(550,000)		
税引前当期正味財産増減額①＋②＋③・・・④	110,000	0	110,000	
法人税、住民税及び事業税・・・⑤			70,000	
前期繰越正味財産額・・・⑥			0	
次期繰越正味財産額④－⑤＋⑥			40,000	

設立・定款変更
用

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 日本ユニバーサルモルック協会

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		1,050,000		0	1,050,000
正会員受取会費	150,000				
賛助会員受取会費	900,000				
2 受取寄附金		1,200,000		0	1,200,000
受取寄附金	1,200,000				
3 受取助成金等		600,000		0	600,000
受取補助金	600,000				
4 事業収益		1,900,000		1,650,000	3,550,000
ユニバーサルモルックの普及啓発事業収益	800,000				
モルックを活用したインクルーシブ社会教育事業収益	500,000				
モルックを通じた地域づくり・まちづくりイベント事業収益	600,000				
寄附された物品の販売事業収益			250,000		
広報媒体・ユニフォームを活用した協賛広告事業			400,000		
モルック体験型研修・交流プログラムの提供事業収益			1,000,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		4,750,000		1,650,000	6,400,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		3,200,000		250,000	3,450,000
給料手当	2,400,000		250,000		
役員報酬	800,000				
(2) その他経費		1,715,000		568,000	2,283,000
会議費	55,000		15,000		
旅費交通費	600,000		250,000		
印刷製本費	100,000		50,000		
通信運搬費	100,000		23,000		
広告宣伝費	200,000		50,000		
消耗品費	200,000		50,000		
研修・施設会場費	300,000		100,000		
保険料	60,000				
雑費	100,000		30,000		
事業費計		4,915,000		818,000	5,733,000
2 管理費					
(1) 人件費		460,000		0	460,000
役員報酬	100,000				
給料手当	360,000				
(2) その他経費		150,000		0	150,000
消耗品費	50,000				

通信運搬費	50,000			
旅費交通費	50,000			
管理費計	610,000	0	610,000	
経常費用計	5,525,000	818,000	6,343,000	
当期経常増減額【A】－【B】・・・①	(775,000)	832,000	57,000	
【C】経常外収益				
固定資産売却益	0			
経常外収益計	0	0	0	
【D】経常外費用				
固定資産売却損	0			
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②	0	0	0	
経理区分振替額・・・③	832,000	(832,000)		
税引前当期正味財産増減額①＋②＋③・・・④	57,000	0	57,000	
法人税、住民税及び事業税・・・⑤			70,000	
前期繰越正味財産額・・・⑥			40,000	
次期繰越正味財産額④－⑤＋⑥			27,000	

特定非営利活動法人日本ユニバーサルモルック協会 **設立趣旨書**

モルックは、1996年にフィンランドで開発され、日本には2011年に紹介されました。2024年には、日本で初めての世界大会が開催され、注目度が高まっているニュースポーツです。

モルックはその簡易性から、誰もが楽しめるユニバーサル・スポーツとして年齢・性別・障害の有無にかかわらず多くの人が気軽に組み入る性質のものですが、障がい者や高齢者などが垣根なく一緒に楽しめる環境や機会はまだまだ少ないという現状があります。

そこで本協会では、ユニバーサル・スポーツとしてのモルックの普及及び環境の創出が必要と考え「すべての人が分け隔てなくモルックを楽しむ」を理念に2020年に団体を設立し活動を開始しました。

以降、小学校の一般学級及び支援学級、特別支援学校、児童館などにて児童への普及事業を進めるとともに、豊学校、福祉施設など様々な場所で障がい者、高齢者等へ向けての活動、自主開催の体験会の開催、地域イベントへの参加、TVなどメディアへの出演などの事業を実施してきました。

今後、より多くの人々が障がいや年齢の垣根なくモルックを楽しむ環境と機会を創出し共生社会の実現に向けて活動を広げていこうと考えています。

この度、会員の増加や全国の支部の拡充及びそれに伴う事業規模の拡大を受け社会へのさらなる寄与を実現すべく特定非営利活動法人を設立したいと考えます。

2020年10月1日	任意団体日本ユニバーサルモルック協会を設立
2024年12月1日	特定非営利活動法人設立のための勉強会開催
2025年5月15日	発起人会開催
2025年5月20日	設立総会開催

令和7年 8月 8日

設立代表者

氏名 中 野 一 郎